

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20210602	有限会社ヤマネ運輸 (法人番号 4250002013863) 代表 者山根正寛	山口県長門市日置上885	本社営業所	山口県長門市日置上885	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1 項、法第17条第1項及 び同条第4項	令和2年6月2日及び同年11月6日、重傷事故を 端緒として監査を実施。10件の違反が認められ た。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物 自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4 号)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁 止違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び 第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規 則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反 (安全規則第8条第1項)、(6)乗務等の記録事項 義務違反(安全規則第8条第1項)、(7)運転者台 帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1 項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全 規則第9条の5第1項)、(9)特定の運転者に対す る特別な指導義務違反(安全規則第10条第2 項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診 義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5
20210609	岩本砂利有限公司(法 人番号7250002016888) 代表者岩本ミサコ	山口県光市浅江7-6-19	本店営業所	山口県光市浅江7-6-19	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和2年6月17日及び同年7月22日、重傷事故 を端緒として監査を実施。6件の違反が認めら れた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条 第1項及び第2項)、(2)乗務等の記録事項義務 違反(安全規則第8条第1項)、(3)運転者台帳 の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1 項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反 (安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に 対する特別な指導義務違反(安全規則第10条 第2項)、(6)特定の運転者に対する適性診断 受診義務違反(安全規則第10条第2項)	1	1